

「元少年」殺人犯の再犯と実名報道 女子高生コンクリート詰め殺害事件の準主犯格少年をめぐる マス・メディアの報道（前編）

谷原圭亮、小嶋 聡、中島 寛、水野剛也

The Media Naming of Adult Criminals with Juvenile Criminal Records: The 1989 Concrete-Packing Murder Case and 2004 Assault Case (Part 1)

Keisuke Tanihara, Satoru Kojima, Yutaka Nakajima, and Takeya Mizuno

1 本論文の目的、意義、および方法

殺人など凶悪な犯罪や非行にかかわった疑いのある少年（20歳に満たない者）の報道に関しては、少年法第61条の規定にからんで、これまで数多くの問題が引き起こされてきた。同法は少年の保護・更生を尊重し、「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等……本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と定めている。しかし他方で、憲法第21条が定める言論・出版・表現の自由との関係で、同法には罰則規定がなく、当該少年の実名など身元推知情報をふせるか否かの決定は、報道機関側の自主性に任されているのが実状である。実際に、過去多くの凶悪殺人事件などにおいて、社会の正当な関心事であることや類似犯罪の抑止などを理由として、いくつもの報道機関があえて少年容疑者の実名などを公表している。（表1）¹

このように、これまで少年法と報道の問題といえば、その時点で成年に達していない人物にかかわるものばかりであった。もっとも、少年法の趣旨からいって、これはごく当然のことである。犯罪や非行に走ったとされる少年の実名や写真を掲載する、しないにかかわらず、報道する側にとっては、当該少年が少年法によって守られる存在であるがゆえに、通常の事件報道にはない抑止力が働くからである。表1に示したすべての事例について、この問題の根幹は本質的に同一である。

しかし、ごく最近、少年犯罪と報道の問題が新たな展開を見せた。少年時代に社会を大きく揺るがせるような犯罪（あるいは刑罰法令に触れる行為、以下省略）を行い、その後、成人となってからふたたび犯罪を犯したり、あるいは重大な社会的問題を引き起こしたような場合に、現在は成人であるその「元少年」犯罪者（あるいは刑罰法令違反者、以下省略）の身元や前科・前歴をいかに報じるべきか、という問題である。

上記の問題については、最近まで直接的に参考となる前例がほとんどなく、林諦孝（時事通信社・社会部次長）が指摘しているように、報道機関の側にも「明確な基準があるわけではない」のが現状であり、もちろん社会的議論や学説の蓄積もなく、対策の検討が急務である。凶悪な犯罪・非行歴を

もつ少年が成人してから起こした犯罪や社会的問題を報じようとする際、報道機関は今後いかに対応しえるであろうか。また、その判断を下す際に、いかなる基準に依拠することができるであろうか。²

少年犯罪をめぐる昨今の傾向も、本研究の意義をよりいっそう高めている。2004（平成16）年版の『犯罪白書』によれば、少年の再犯者率は、殺人で58.1%、強盗で58.9%、強姦で54.1%であり、これら凶悪犯罪においては実に半数以上がふたたび犯罪に手を染めている。さらに、性犯罪者の再犯に対する危機意識の高まりから、元性犯罪者の氏名や出所後の住所などの情報公開を求める動きが活発化している。こうした動向からしても、「元少年」犯罪者の再犯の報道について将来にむけた方策を考えておくことの重要性はきわめて大きい。³

そこで本論文は、1988年～1989年にかけて発生した女子高生コンクリート詰め殺害事件（以下、コンクリ事件）で準主犯格だった元少年が2004年5月に起こした逮捕監禁・傷害事件（以下、監禁・傷害事件）を事例として、主要な在京新聞社や雑誌社がとった対応を比較検討することで、暫定的かつ限定的ではあるが、将来において採用されうる判断基準を示す。2004年の監禁・傷害事件をめぐる主要マス・メディアの報道については、事件発覚直後に月刊誌『創』がアンケートを行い、その結果を2004年9・10月号に掲載しているが、そこでは同年7月中旬時点までの状況しか扱われていない。本論文では、2004年7月28日に開かれた初公判の報道、主要新聞社の第三者機関における議論、2005年1月18日の検察側による求刑や同年3月1日の東京地裁判決、そして同年5月の有罪確定の報道など、その後の展開もふまえて、より包摂的な議論の集約をめざす。⁴

より具体的には、まず4つの全国紙（『産経新聞』・『毎日新聞』・『読売新聞』・『朝日新聞』）の報道内容とその背景を、実際に掲載された記事等をもとに実証的に明らかにする。補足的にその他の新聞の記事も分析に加える。記事は各紙の最終版（東京本社発行）に載ったものを使用する。ここまです論文の前編とし、本号に掲載する。

次号に掲載予定の後編では、3つの週刊誌（『週刊朝日』・『女性セブン』・『週刊文春』）の報道内容を同じ方法によって検証し、さらに、この問題について発言した有識者らの意見も検討に加味する。最後に結論として、各紙・誌の対応を総合的に類型化し、その際に用いられた判断基準の主たるものを抽出し、今後の判断材料として提示する。

なお、数ある週刊誌のなかから上の3誌を選んだのは、媒体としての性質が多様であることに加え、監禁・傷害事件を実名、あるいは匿名で報道した理由を誌面で説明しているからである。さらに、『週刊朝日』は雑誌のなかでもっとも早い時点で事件を報道しており、『週刊文春』はコンクリ事件において加害少年らの実名報道に踏み切り、大きな社会的議論を巻き起こした過去をもつ。『女性セブン』は大衆的週刊誌の一般例として位置づける。

本論文が示す知見はあくまで一事例から得られたもので、もとより限定的であるが、将来において類似したケースが発生した場合の報道の方策を考える上で、ある一定の枠組みを示すことができる。前述のように、「元少年」犯罪者の前科や身元推知情報の扱いについては参考となる前例がほとんどなく、本事例において各報道機関は実質的に初めての経験のなかで難しい判断を迫られた。本事例の検討のみを通して一般的かつ普遍的な判断基準や指針を確定することは困難であるとしても、実際に起こった事件に対して主要なマス・メディアがいかなる報道を行い、かつ、いかなる判断基準を用いたかを整理しておくことは、今後深まるであろう「元少年」犯罪者の再犯報道の考究にむけて、重要な第一歩となるはずである。

2 コンクリート事件と監禁・傷害事件の概要

本題に入る前に、本論文の重要な背景である1988～89年の女子高生コンクリート詰め殺人事件と2004年5月の逮捕監禁・傷害事件について概要しておく。コンクリート事件については、当時の主要マス・メディアの報道にも言及する。以後、この2つの事件を起こした元少年を「B」とよぶ。

コンクリート事件

1988年11月から翌1989年1月にかけて起こったコンクリート事件は、4人の少年が埼玉県立高校の女子高生を誘拐し、41日間にわたって監禁し、暴行や強姦をくり返し死にいたらしめ、遺体をドラム缶に入れ、コンクリート詰めにして遺棄したというものである。⁵

事件発生当時、B（準主犯格、当時17歳）は、同じ中学校で1学年先輩だったA（主犯格、当時18歳）、後輩のC（当時16歳）、D（当時17歳）らとグループを形成していた。少年らは、Cの自宅の2階をたまり場として、ひたくり・恐喝・強姦などをくり返していた。

1988年11月25日、少年らは女子高生（当時17歳）を誘拐・監禁した。犯行は計画的で、まず、その日の夜8時半ごろ、埼玉県三郷市内の路上で、アルバイト先から帰宅途中であった被害者の自転車をCが蹴り倒し、因縁をつけた。そこへ善者を装ったAがバイクに乗ってあらわれ、助けるふりをして女子高生をバイクに乗せ、そのままホテルに連れ込み強姦した。その後、少年らは女子高生を東京都足立区綾瀬にあるCの自宅の2階の部屋に移し、41日間にわたって監禁した。

監禁中、少年らは女子高生に対し陵辱の限りを尽くした。4人以外の少年も誘い入れ、輪姦し、殴る蹴るなどの暴行を加え、ライターで足にやけどを負わせるなどした。その他、無理やりシンナーを吸わせたり、酒の一気に飲みを強要させたりもしたとされる。この間、女子高生はろくな食事も与えられず、アンパン1個、缶ジュース1本しか口にできない日もあったという。グループのなかで一時、女子高生を家に帰そうという意見もでたとされるが、そのときBは警察に犯行が知れることをおそれて反対し、他の仲間たちにも同意させたという。

女子高生の監禁は、少年らによって命が奪われるまでつづいた。1989年1月4日、衰弱しきった女子高生は布団の上で失禁してしまい、それに腹を立てた少年らに殴る蹴るの暴行を受けた。その後、少年らは遊びに外出するが、夕方に帰宅してみると、女子高生は死亡していた。事件の発覚をおそれた少年らは、死体を盗んできたドラム缶に入れ、コンクリート詰めにして東京都江東区の埋立地にある工場現場に遺棄した。

少年たちの犯行が発覚したのは、それから約3ヵ月後の1989年3月29日のことであった。死体を遺棄したのち、リーダー格だったAとBは別の婦女暴行や強姦などの容疑で逮捕され、少年鑑別所に入っていたが、捜査員が余罪を追求したところ、コンクリート事件について自供したのである。この事件で逮捕されたのは、16歳から18歳の少年計7人であったが、3人については特別少年院送致などの処分に終わった。しかし、AとBを含む残り4人については、刑事裁判が妥当と判断され東京地検に逆送された。

『週刊文春』の実名報道

事件発覚直後より、報道機関の多くはこの事件を大きくとりあげた。とくに週刊誌の報道は過熱気みで、なかには少年法を無視して、あえて少年加害者らの身元を推知できるような情報を掲載する媒体もあった。たとえば、『フライデー』（1989年4月21日号）や『週刊女性』（4月25日号・5月16日

号）は、目の部分にモザイクを入れた少年らの顔写真を掲載している。

しかし、そのなかでもっとも注目を集め、かつ社会的議論を喚起したのが、『週刊文春』の実名報道であった。同誌は最初の記事（1989年4月13日号）では少年らの実名をふせて報道したが、翌週の4月20日号の記事では「加害者の名前も公表せよ！」と題して、一転して逮捕された4人の少年の実名を報道したのである。AとCについては、通っていた学校名や両親の名前・経歴なども掲載した。⁶

同誌が実名報道に踏み切った理由は、大きく3つあった。1つ目は、あまりに残忍な犯行に及んだ少年らに対し、社会的制裁を課すことであった。当時『週刊文春』の編集長であった花田紀凱は、実名報道にいたった経緯を『朝日新聞』のインタビューで次のように語っている。「一回目 [の記事で] は仮名にしました。が、第二弾の取材をしているうちに、いかにひどいかということがわかってきて、編集部の中で、これは実名にすべきじゃないかという声が出てきた。要するに……野獣に人権はない、と」。花田はつづけて、少年らの実名を公表することは「相当難しい問題」であるが、「この事件は、ほんとに特異な非常にひどい事件」であったため例外扱いにしたと語っている。さらに花田は、実名報道が少年法に違反すること、しかし同法には「罰則規定はないということ」を十分に認識していたと述べている。⁷

関連して、実名を公表した2つ目の理由は、教育機関や加害少年の親たちの責任を追及し、かつ、少年犯罪の厳罰化にむけた少年法の改正を訴えるためであった。4月20日号の記事で『週刊文春』は、「犯人たちが『少年法』に守られて責任を免れるのであれば、いったい誰が責任を取るというのだろうか。ここは当然、監督責任のある者に負ってもらわねばなるまい。それは、教育機関であり、犯人の親たちである」と糾弾している。その上で記事は、「『少年法』改正を討議すべし」とも主張している。⁸

『週刊文春』が実名報道に踏み切った3つ目の理由は、少年が容疑者・加害者である場合にはいかなる事件でも匿名にするという、日本のジャーナリズムによる厳格な少年法遵守の慣習に疑問を投げかけるためであった。『週刊文春』の元記者でコラムニストの勝谷誠彦は、当時をふり返って、次のようにコメントしている。「[実名報道の決意を固めさせた] 理由として、時間がたつにつれて被害者の置かれていた悲惨な状況の情報はどんどん増えて行くのに、加害者の特定化を恐れて犯人たちに関する報道はむしろ控えめになっていくという、事なかれ主義のメディアの姿勢があったと私は記憶している」。実際に、大手新聞各紙もコンクリ事件を大きくとりあげているが、実名を公表した社はなかった。⁹

『週刊文春』の実名報道には賛否両論あったが、凶悪化する少年犯罪と少年法、およびその報道について広く社会的議論を巻き起こしたことは疑いない。この点について、上述の勝谷は次のように述べている。「実名報道の時、花田編集長は『野獣に人権はない』と発言し、人権派と称する弁護士や『進歩的文化人』達の集中砲火を浴びた。私もまた、執筆した記者として同じ目に遭った」。¹⁰

もちろん、批判ばかりではなかった。世論の約9割はむしろ『週刊文春』の実名報道を支持していたと指摘する文献もある。報道関係者のなかにも、少なくとも個人的な感情としては同誌が行ったような実名報道に賛同する層があったことを示唆する調査もある。2004年12月に行われたこのアンケート調査では、広島市にある地方紙1社、全国紙1社、通信社1社、ローカルテレビ3局に所属する83人の記者・編集者なかで、「個人的な意見として」4人の少年の実名報道を支持すると答えたのは48%で、匿名報道を支持した39%を上まわっている（「分からない」は13%）。一方、この83人中、実に98%は「会社の方針」としては匿名報道になるであろうと答えている。もっとも、同調査はコンクリ事件から15年以上もたった時点で、しかも一都市で行われた限定的なものである。しかし、あえて実名報道に踏み切った『週刊文春』はマス・メディア全体のなかでは少数派であったとしても、個々の

ジャーナリストのレベルでは必ずしも孤立していたわけではなかった可能性を、この調査は示唆している。¹¹

コンクリ事件から再犯までの15年

コンクリ事件で準主犯格であったB(当時17歳)は、裁判で懲役5年以上10年以下の不定期刑(1991年7月に確定)を受け、1999年8月に刑務所から出所したが、更生は難しかった。出所後、Bは事務職に就いたが、長つづきせず、その後もうまく社会復帰できなかった。Bを含むコンクリ事件の少年加害者らの弁護人であった伊藤芳朗は、出所後のBについて次のように語っている。「刑務所から出てきた当時は、[B]なりに一生懸命もがいてはいたと思うんです。被害妄想であるとか仕事にうまく慣れなかった彼の能力的な問題はあると思いますが、[B]が思い描いているような更生の道筋をたどれなくて、どこかで自暴自棄になってしまったのかなと思います」。ほどなくしてBは、女子高生を誘拐した場所に近い埼玉県内の自宅に戻り、実母を手伝って焼肉店やスナックを経営したり、コンピュータ関係の契約社員として働くなどしていた。¹²

2004年の逮捕監禁・傷害事件

コンクリ事件から15年たった2004年、Bはふたたび事件を起こし、逮捕された。このときまでにBは姓を変え、33歳になっていた。容疑は、5月19日の深夜2時ごろ、東京都足立区花畑で帰宅途中の知りあいの男性をまちぶせし、「女、とっただろ」といいがかりをつけて暴力を加えた上に「人を殺したことがある」などと金属バットを振りまわして脅し、男性を車のトランクに入れ母親の経営するスナックに連れ込んで監禁・暴行したというものであった。監禁は朝7時ごろまで数時間つづき、Bはその間にもさらに暴行を加え、被害者に全治10日のけがを負わせたという。事件以前からBは被害者の男性に対し、「おれは少年の時に10年懲役に行った。女を監禁した」とか、「警察をだましたり、検事を丸めこむノウハウを学んだ」などと話していたという。¹³

警視庁竹の塚署は6月4日、Bを逮捕監禁および傷害容疑で逮捕し、東京地検は6月25日にBを逮捕監禁致傷罪で起訴した。7月28日に東京地裁で開かれた初公判で、Bは男性を殴ったことは認めたが、「[脅迫の]せりふはっていない」と主張し、また、監禁したのではなく話をしていただけだとして、起訴事実を一部否認した。2005年1月18日に開かれた公判で、検察側は懲役7年を求刑した。

2005年3月1日にいわたされた東京地裁の判決は、懲役4年であった。判決は、Bがコンクリ事件を脅し文句に使った事実を認定し、被告が真に深い反省の下に前の事件とむきあい、再出発をはかったかについて疑問の余地があり、更生の期待に反して自己中心的な犯行に及んだと批判した。しかしその一方で、前科が周囲の知るところとなり、職場での人間関係がうまくいかなくなるなど、更生の意欲をそぐ要素があったことも否定できないとして、情状酌量を行った。同年5月、Bは控訴をとり下げ、一審判決が確定した。

3 主要全国紙の報道

2004年監禁・傷害事件をめぐる、主要全国紙の対応は大きく3つにわかれた。すなわち、逮捕時から一貫してBを実名でその前科とともに報じた新聞(『産経新聞』)、匿名報道をしたのち実名に転じた新聞(『毎日新聞』・『読売新聞』)、そして、一貫して匿名で報じつづけた新聞(『朝日新聞』)である(なお、実名を報じた3紙ともBの旧姓は報じていない)。1980年代以降は、いくら「残忍、凶

悪な事件でも、新聞社が犯罪少年の実名を報じることは皆無になった」と指摘されるように、現代の日本のジャーナリズムにおいて、未成年者の身元推知情報の扱いをめぐって主要新聞社の対応が割れることはきわめて稀である。にもかかわらず、Bの監禁・傷害事件に対する各紙の報道にはっきりとした差が生じたことは、通常の少年犯罪報道とは大きく異なり、「元少年」犯罪者の身元をどのように報道するかがいかに困難で、かつジレンマをとまなう問題であるかを強く示唆している。¹⁴

逮捕時から一貫して実名 『産経新聞』

一貫して実名報道をした『産経新聞』は、本論文が分析対象としている4つの全国紙のなかで唯一、Bが逮捕されたという事実をストレート・ニュースとして伝えている。記事は2004年7月4日号の社会面に4段で掲載され、Bの実名を住所・年齢・職業などとともに明らかにし、コンクリ事件においてBが「サブリーダー格」として犯行に加わった事実も伝えている。見出しは、「コンクリ詰め殺人 有罪の男 監禁、暴行で逮捕」であった。記事にはコンクリ事件の解説（2段）もつけられている。警察はBが逮捕された事実を公表しなかったため、この事件をめぐるマス・メディアの報道は、タイミングにおいても内容においても一様でなかった。この記事にしても、実際の逮捕時（6月4日）から1ヵ月も遅れている。しかし、本論文がとりあげたマス・メディアのなかでは、『産経新聞』はもっとも早い段階で監禁・傷害事件を伝えている。¹⁵

『産経新聞』は、7月28日に開かれた初公判も実名入りで報道している。記事は翌29日号の社会面に3段で掲載され、Bの身元や前科を7月4日号の記事とほぼ同じ内容で言及している。この記事は、検察側の冒頭陳述として、Bが被害者の男性にコンクリ事件への関与を語っていたこと、また、「警察をだましたり、検事を丸め込むノウハウとか知識を学んだ」と話していたことを伝え、他方、Bが暴行については認めだが、「男性とお茶を飲んで話していた」などとして監禁については否認したことにも触れている。見出しは、「女子高生コンクリ殺人で服役の元少年 『警察だます知識学ぶ』」であった。後述するように、『産経新聞』以外の新聞はBの逮捕についての報道は見送り、この初公判から事件を報道しはじめている。¹⁶

『産経新聞』はその後も一貫して実名報道に徹した。2005年1月18日に開かれた公判で検察側が懲役7年を求刑したことを伝える記事（2005年1月19日号、1段）、3月1日に東京地裁が懲役4年の判決を下したことを伝える記事（2005年3月2日号、3段）、およびBの控訴とり下げを伝える記事（2005年6月9日号、1段）のいずれにおいても、コンクリ事件への関与とともにBの実名を明らかにしている。¹⁷

他の新聞に先がけて逮捕時から実名で報道しつづけた理由として、徳永正明・編集局次長兼社会部長は、大きく3つの点をあげている。まず、「成人時の犯罪」を実名で報道するのは当然であるということ。さらに、「同一手口もしくは、類似手口による再犯で本人の犯罪性は極めて大きく、現在の少年法による更生がまったく意味をなさなかった」と判断したこと。そして最後に、「事件の重大性、今後の再々犯の可能性、被害者の感情等」を考慮して、実名報道を行ったという。¹⁸

初公判から実名 『毎日新聞』

一方、『毎日新聞』は、事件を一度匿名でとりあげたのち、初公判から実名報道で通した。『毎日新聞』がはじめてBの事件について伝えたのは一般ニュース記事ではなく、2004年7月13日号夕刊のコラム「牧太郎のここだけの話」で、ここではBを「あの男」と匿名で表記していた。しかし、筆者の牧はコンクリ事件が起きた当時『サンデー毎日』の編集長で、Bらを「野獣」と書いた過去をもち、

今回の事件でBが再逮捕されたことについても、「がくぜん」とし「許せない」と思ったと述べている。牧はまた、『サンデー毎日』の現編集長に対し、「週刊文春には負けるなよ！」と語りかけているが、後編で論じるように、『週刊文春』は7月15日号（7月8日発売）で再逮捕されたBの実名と少年時代の写真を掲載していた。『週刊文春』はコンクリ事件においてもBを含む少年4人の実名を公表している。その他、「被害者の人権はどこにあるんだ!」「少年法をあざ笑うように」などの表現からも、牧自身は匿名としているものの、Bを実名で報じるべきであると考えていたことがうかがえる。¹⁹

ところで、『毎日新聞』が『産経新聞』のようにBの再逮捕をストレート・ニュースとして報道しなかった点について、玉木研二・東京本社社会部長は次のように説明している。すなわち、当初は「記事化を検討した」が、「既に服役を終えていることや、逮捕監禁致傷事件が綾瀬〔コンクリ〕事件と直接関連がないことに鑑みて、現時点で両事件を関連付けて報道する必要はないと判断した」。また、コンクリ事件には触れずに監禁・傷害事件に限定して記事化することも、「当日の紙面事情や他事件との比較から見送った」。ただし、その後の方針については、「新たな情報が入ったり、社会問題として取り上げたりする際は、それぞれの時点で記事化を検討する」と留保をつけていた。²⁰

実際、『毎日新聞』は初公判（2004年7月28日）から方針を変更し、事件をBの実名と前科・前歴とともに伝えはじめた。記事は7月28日号夕刊社会面に4段で掲載され、Bの名前や年齢を明らかにし、コンクリ事件に関与したことにも触れている。記事は、被害者の男性に対しBが「おれは少年の時に10年懲役に行った。女を監禁した」などとすごんだとする検察側の冒頭陳述とともに、B側の「[脅迫の]せりふは言っていない」といういい分も掲載している。見出しは、「コンクリ詰め殺人で服役少年 別の監禁容疑、逮捕」であった。²¹

その後も、『毎日新聞』は実名を公表する立場を変えなかった。2005年1月18日の公判における検察の懲役7年求刑の記事（2005年1月19日号、1段）、および3月1日の東京地裁判決の記事（2005年3月1日号夕刊、4段）のいずれにおいても、コンクリ事件の前科とともにBの実名を明らかにしている。ただし、求刑の記事は最終版では削除された。判決の記事の見出しは「『女高生コンクリ殺人』服役の男 男性監禁で実刑 東京地裁判決」で、裁判長がコンクリ事件についてBが真摯に反省したかを疑問視した一方で、Bなりに立ち直る努力もし、かつ更生意欲がくじかれる面もあったことに情状酌量の余地を認めたことを伝えている。2005年5月にBが控訴をとり下げたことを伝える記事（2005年6月9日号、1段）も、実名を明らかにしている。²²

逮捕の記事化を見送ったのちに初公判から報道を開始し、かつ実名公表に踏み切ったことについて、前述の玉木社会部長は、2004年7月度の「開かれた新聞」委員会（苦情などを処理する『毎日新聞』の第三者機関）に対し、初公判の取材によって事件について新たな情報を得たためだと報告している。まず、逮捕時に記事化を見送ったことについては、部内で「迷い」があり、結局その段階では今回の監禁・傷害事件とコンクリ事件の「背景的なつながりがあるのかどうか、はっきりしていなかった。議論の結果、公開の法廷の場で、そのつながりがどう提示されるか、それを見て報道の適否を検討する、と決めた」と説明した。そして、初公判でBが女子高生を死にいたらしめた状況を笑いながら話していたという検察の冒頭陳述があったことから、「今回の事件の被害者や動機は、過去の事件とは直接関係ないものの、その脅迫手段や悪質性において過去の事件とは切り離せず、それを記事で示すとともに、既に成人である被告は実名で報じるべきだと判断した」と説明した。²³

判決を待ち匿名から実名に転向 『読売新聞』

『読売新聞』も逮捕時の報道は見送り、東京地裁の初公判から事件を報道しはじめたが、『産経新聞』

や『毎日新聞』とは異なり、公判の時点ではBの名前をふせていた。初公判の記事は2004年7月28日号夕刊の社会面に4段で掲載され、コンクリ事件で「準リーダー格」であった「コンピューター会社派遣社員の男」が起訴事実の一部を否認したことを、検察側の主張やコンクリ事件の概要とともに伝えている。記事の内容は他紙とほぼ同じで、見出しは「『オレは女を監禁し懲役』 コンクリ詰め殺人の元少年 監禁再犯、初公判」であった。²⁴

とりあえず匿名とした『読売新聞』だが、その判断は容易に下されたものではなかった。上記の記事を書いたと思われる藤田和之記者が、2004年8月2日号のコラム「水平線」で次のように告白している。「実は、割り切れない思いが残っている。……公開法廷で行われた成人被告の氏名を伏せるのは、異例だ」。記事でBの前科（コンクリ事件）に言及したことについては、さほど異論はなかったという。「私人の前科を報道するのは、容疑と密接に関連し、必要な場合に限っている。今回は過去の事件と被害の程度に大きな差があるが、暴行、監禁という類似点がある」と判断したからである。藤田記者らが悩んだのは、ここで一般の事件報道のようにBを実名にすると、結果として彼がコンクリ事件に関与した少年の1人であることが明らかになってしまうということであった。コンクリ事件発生当時、『読売新聞』は他の主要紙とともに少年法の趣旨を尊重し、Bらを匿名にしていた。最終的な結論として、コンクリ事件はBが少年時に起こした事件であることを考慮し、少年法のおおの精神にのっとって実名は明かさなかった。しかし、藤田記者によれば、裁判官や検察官や法務省幹部らは、逆にBを実名にすべきとの意見で一致しており、「事前に十分検討したつもりだったが、判断は妥当だったか、迷いは消えない」と書いている。のちに五阿弥安安・社会部長も、「社会部内にも、少年の更生が失敗した例であり、実名できちんと検証すべきだという声」があがったと述べている。²⁵

『読売新聞』は、その後の報道でも少年法の趣旨を尊重してBの名前を公表することを差し控えた。2004年12月24日号に掲載された解説記事「追う 元少年なぜ再犯 『反省』いつか忘れ」は、Bを含めた未成年犯罪者の更生の困難さについて報じたものであるが、Bは「準主犯格だった男」と匿名にされている。つづいて、懲役7年の求刑を伝えた記事（2005年1月18日号夕刊、4段）も、Bを「元会社員の男」とよび、犯罪性向が根強く「厳重な処罰が必要」とする検察側の主張とともに、「前の事件とは性質が異なり、結果も重大とは言い難い」とする弁護側の意見をあわせて掲載している。この求刑の記事は4段で、全国紙4紙のなかでもっとも大きな扱いであった。²⁶

しかし注目すべきは、ここまでは悩みつつも匿名で通してきた『読売新聞』が、東京地裁で懲役4年の判決が下された時点から実名に切り替えたことである。記事は2005年3月1日号夕刊の社会面に4段で掲載され、Bの実名や年齢とともに、彼がコンクリ事件で「準主犯格」だった事実や今回の監禁・傷害事件の概要、判決理由をあわせて説明している。見出しは「コンクリ詰め殺人の元少年 監禁『再犯』で懲役4年 東京地裁判決」であった。この記事の横にも同じく4段見出し（「定職就かず一時は暴力団員・事件『話のタネ』に」）の記事が掲載されており、そこでは服役中のBの様子、出所後の職歴、公判での発言などが伝えられている。2005年5月の控訴とり下げについても、同じく実名を使って報道（2005年6月8日夕刊、1段）している。²⁷

なお、記事の扱いが小さかったため本論文では詳しくとりあげてこなかったが、『東京新聞』も、初公判から検察の求刑まで少年法の趣旨を尊重して匿名報道をつづけたのち、地裁判決から実名に切り替えている。判決によって2つの事件の関連性が認定されたことが実名公表の理由であった。この点について『東京新聞』は、2005年3月1日号夕刊の「お断り」のなかで次のように説明している。「逮捕監禁致傷事件の被告について、少年時代の事件で逮捕されたことを併せて報道するため匿名としてきましたが、東京地裁の判決で、自ら前回の事件を脅し文句に利用したと認定されたことから、

実名に切り替えます」。²⁸

一貫して匿名 『朝日新聞』

最後に、全国紙のなかで唯一、一貫してBの名前をふせて報道しつづけたのが『朝日新聞』である。同紙がはじめて監禁・傷害事件について報じたのは2004年7月28日の初公判で、記事は同日号夕刊の社会面に3段で掲載された。この記事は、Bが被害者の男性を脅し暴行したとする検察の冒頭陳述の内容とともに、「被告の男」が起訴事実を一部否認していることを伝え、また、Bがコンクリ事件で有罪判決を受けた事実にも触れている。見出しは、「女子高生コンクリ殺人の元少年 監禁致傷罪で初公判」であった。²⁹

『毎日新聞』や『読売新聞』と同じく、『朝日新聞』も結局はBの逮捕については報道しなかったわけであるが、社内ではいくつかの選択肢が検討されていた。夏原一郎・東京本社社会部次長によれば、具体的に検討されたのは次の4つの案であった。すなわち、「①実名で書いて過去の[コンクリ]事件に触れる」「②匿名で書いて過去の事件に触れる」「③本件[監禁・傷害事件]のみを書く」「④まったく書かない」である。³⁰

結論としては「④まったく書かない」に落ち着いたわけだが、夏原の説明では、それは次のような消去法による結果であった。まず、実名で報道する①は未成年者の事件は匿名にするという同紙の「事件報道の手引」に従って、そして、③は今回の監禁・傷害事件それ自体にはニュースとしての重大性がないという理由で、それぞれ除外された。なお、①は『産経新聞』が採用した選択肢である。次に、匿名で報道する②は、「見知らぬ女子高生を拉致監禁した性犯罪と、知り合いの男性に全治10日のけがを負わせた今回の事件では質が違う」と判断して除外し、結果として、「④まったく書かない」ことにしたという。しかし、今後報道すべきか否かの判断は可変的で、安永拓史・社会部次長が述べたように、公判の傍聴やさらなる取材などでコンクリ事件との関連や新たな事実が判明した場合には、あらためて「報道の機会を検討」する方針であった。³¹

このことから、『朝日新聞』が初公判から監禁・傷害事件を匿名で伝えはじめたのは、初公判の取材によってコンクリ事件との関連性などが見えてきたため、「④まったく書かない」から「②匿名で書いて過去の事件に触れる」に変更した、と考えられる。一般の事件報道において準拠する基本方針として、前述の安永社会部次長は、「刑期を終えている以上、前科前歴には極力触れない」「過去の犯罪歴を公表することによって更生への道が閉ざされることのないよう配慮[する]」と説明している。しかし、安永は「事件の重大性」や「読者の関心」によっては例外もあると述べており、したがってBの事件では、逮捕時には例外とは認められなかったが、初公判時には認められたため、コンクリ事件へのBの関与について言及した記事を掲載したことになる。ただし、コンクリ事件はBが未成年のときに起こした事件であるため、『朝日新聞』は少年法の問題にのっとって匿名にしたわけである。³²

『朝日新聞』は、検察側による懲役7年の求刑(2005年1月18日)や東京地裁による懲役4年の判決(2005年3月1日)を伝える記事などでも、少年法の理念を尊重してBを「被告の男」と匿名にしつづけている。求刑の記事は2005年1月18日号夕刊に3段で掲載され、検察側の論告として「出所後は暴力団に加入して活動し、犯行に至った。前の[コンクリ]事件の関係者の感情を踏みにじるような脅迫の言葉を用いて再犯に及び、更生意欲の乏しさをうかがわせる」と引用する一方、脅迫の言葉は発していないとするB側の主張は省いている。東京地裁判決の記事は3月1日号夕刊に3段で掲載され、2つの事件の内容を簡素に説明した上で、判決を要約して「更生が期待されていたのに犯行に及んだことは、一般社会に大きな衝撃を与えた」が、ある程度は更生の努力をしたことや職場での人

間関係が更生を難しくした面もあったことが認められた点を伝えている。同じく、Bが控訴をとり下げたことを伝える記事（2005年6月8日号夕刊、1段）でも、一審で「実刑判決を受けた被告の男」と実名をふせている。³³

最後に『日本経済新聞』について付言すると、同紙は2005年3月1日に東京地裁が下した実刑判決を匿名で伝えるまで、Bの事件について報道をしなかった。3月1日号夕刊の社会面に3段で掲載された記事は、判決理由と監禁・傷害事件の概要を示した上で、当時17歳であったBがコンクリ事件で「副主犯格」を務めた「男」である事実を明らかにしている。控訴とり下げによってBの有罪が確定したことを伝える記事（2005年6月8日号夕刊、1段）でも、同紙は「一審で実刑判決を受けた男」と書いている。なぜBを匿名としたのかについて、これらの記事は説明していない。³⁴

（後編は次号掲載予定。）

-
- 1 少年犯罪と報道に関する主要な先行研究として、田島泰彦・新倉修編『少年事件報道と法 表現の自由と少年の人権』（日本評論社、1999年）、松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのか 少年法と表現の自由』（日本評論社、2000年）、高山文彦編・著『少年犯罪実名報道』（文春新書、2002年）などがある。なお、少年でも実名や写真を掲載できる例外として、日本新聞協会の方針（1958年12月16日）は、「逃走中で、放火や、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合」や「指名手配中の犯人捜査に協力する場合」など「少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合」をあげているが、これは本論文では扱わない。
 - 2 林諦孝「更生できず再犯、分かれたマスコミの対応 事実を報道し少年法の論議を」、『Jiji Top Confidential』2004年7月20日：12。
 - 3 法務省法務総合研究所、『犯罪白書』（法務省法務総合研究所、2004年）、101～102。
 - 4 伊藤芳朗・藤井誠二「対談 コンクリート殺人元少年の更生はなぜ挫折したか」、『創』2004年9・10月号：16～29、創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか コンクリ詰殺人元少年再逮捕の衝撃」、『創』2004年9・10月号：30～35。
 - 5 コンクリ事件の内容については、本論文のなかで引用・参照している報道機関の記事をはじめ、他の多くの文献で詳細に明らかにされている。その一例として、事件を被害者の立場から見た文献として、死刑をなくす女の会編『女子高生コンクリート詰め殺人事件 彼女のくやしさがわかりますか？』新装版（社会評論社、2004年）がある。
 - 6 「彼らに少年法が必要か 女子高生監禁・殺人の惨」、『週刊文春』1989年4月13日：202～205、「女子高生惨殺事件 第2弾 加害者の名前も公表せよ!」、『週刊文春』1989年4月20日：190～193。
 - 7 「メディアの顔」、『朝日新聞』1989年4月30日。
 - 8 「女子高生惨殺事件 第2弾」、191、193。
 - 9 勝谷誠彦「小誌『実名報道』から15年 犯罪少年の増長」、『週刊文春』2004年7月15日：31。
 - 10 勝谷「小誌『実名報道』から15年」、31。
 - 11 田島・新倉編『少年事件報道と法』、151、井上泰浩、トム・プリスリン「実名・匿名の判断に顕著な差 少年犯罪報道に対する日米記者意識の比較調査から」『新聞研究』2005年5月号（第646号）：44～48。
 - 12 伊藤・藤井「対談 コンクリート殺人元少年の更生はなぜ挫折したか」、28。

- 13 事件については、本論文で分析対象としている各紙・誌の記事を参照。
- 14 読売新聞社編『「人権」報道書かれる立場書く立場』（中央公論新社、2003年）、178。
- 15 「コンクリ詰め殺人 有罪の男 監禁、暴行で逮捕」、『産経新聞』2004年7月4日。
- 16 「女子高生コンクリ殺人で服役の元少年 『警察だます知識学ぶ』」、『産経新聞』2004年7月29日。
- 17 「コンクリ殺人元少年 逮捕監禁致傷で懲役7年を求刑」、『産経新聞』2005年1月19日、「コンクリ殺人準主犯の男 『反省に疑問』懲役4年」、『産経新聞』2005年3月2日、「神作被告が控訴取り下げ」、『産経新聞』2005年6月9日。
- 18 創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか」、33。
- 19 「牧太郎のここだけの話 被害者の人権」、『毎日新聞』2004年7月13日夕刊。
- 20 創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか」、32。
- 21 渡辺暖・坂本高志「コンクリ詰め殺人で服役少年 別の監禁容疑、逮捕」、『毎日新聞』2004年7月28日夕刊。
- 22 井崎憲「監禁暴行被告に懲役7年を求刑 『コンクリ殺人』出所後」、『毎日新聞』2005年1月19日（第13版）、井崎憲『「女高生コンクリ殺人」服役の男 男性監禁で実刑 東京地裁判決』、『毎日新聞』2005年3月1日夕刊、武本光政「コンクリ詰め殺人 服役男の実刑確定 男性監禁」、『毎日新聞』2005年6月9日。求刑の記事（第13版）は、検察側の論告の内容（「殺人の前科をほめかして犯行に及ぶなど更生意欲に乏しく、犯罪性向の根深さをうかがわせる」とあわせて、「これからは二度と拘留所生活をしないよう気をつけて生活していきたい」というBの発言も掲載している。
- 23 「『開かれた新聞』委員会から 7月度 コンクリ詰め殺人 服役少年の再犯報道」、『毎日新聞』2004年8月17日。
- 24 「『オレは女を監禁し懲役』 コンクリ詰め殺人の元少年 監禁再犯、初公判」、『読売新聞』2004年7月28日夕刊。
- 25 藤田和之「水平線 実名か匿名か」、『読売新聞』2004年8月2日、読売新聞社、報道と人権・プライバシー、新聞監査委顧問・審査委員、第8回合同会議、『読売新聞』2004年11月17日。
- 26 村方和樹「追う 元少年なぜ再犯 『反省』いつか忘れ」、『読売新聞』2004年12月24日、「逮捕監禁で懲役7年求刑 女子高生コンクリ詰め殺人の元少年 検察論告『犯罪性向根深い』」、『読売新聞』2005年1月18日夕刊。
- 27 「コンクリ詰め殺人の元少年 監禁『再犯』で懲役4年 東京地裁判決」、「定職就かず一時は暴力団員・事件『話のタネ』に」、『読売新聞』2005年3月1日夕刊、「逮捕監禁男の有罪が確定」、『読売新聞』2005年6月8日夕刊。
- 28 「お断り」、『東京新聞』2005年3月1日夕刊。Bの監禁・傷害事件について『東京新聞』が掲載した記事は、次の通りである。「男性を監禁・暴行 初公判で一部否認 コンクリ殺人の元少年」、『東京新聞』2004年7月28日夕刊、「コンクリ殺人の元少年 逮捕監禁 懲役7年求刑」、『東京新聞』2005年1月18日夕刊、「コンクリ事件元少年に懲役4年 知人への監禁暴行 『殺人反省かは疑問』東京地裁判決」、『東京新聞』2005年3月1日夕刊、「コンクリ殺人の元少年 知人監禁事件の控訴を取り下げ」、『東京新聞』2005年6月8日夕刊。
- 29 「女子高生コンクリ殺人の元少年 監禁致傷罪で初公判」、『朝日新聞』2004年7月28日夕刊。
- 30 「朝日新聞『報道と人権委』（PRC）、2期第9回定例会」、『朝日新聞』2004年8月3日。
- 31 「報道と人権委」（『朝日新聞』2004年8月3日）、創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか」、32。Bの逮捕を報道しなかった理由について、安永も、「少年時代の〔コンクリ〕事件

に比べて罪状や被害程度（全治10日）の面で大きな違いがあったため、あえて前科と併せて報道する必要はないと判断」した、と説明している。（創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか」、32。）

- 32 創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか」、32。
- 33 「女子高生コンクリ殺人の元少年 監禁致傷で7年求刑」、『朝日新聞』2005年1月18日夕刊、「コンクリ殺人服役後、監禁致傷 元少年、懲役4年判決 東京地裁」、『朝日新聞』2005年3月1日夕刊、「コンクリ殺人の元少年 監禁致傷で有罪 控訴を取り下げ」、『朝日新聞』2005年6月8日夕刊。
- 34 「女子高生コンクリ詰め殺人 元少年、別の監禁で実刑 地裁判決」、『日本経済新聞』2005年3月1日夕刊、「コンクリ殺人の元少年実刑確定 別の監禁事件」、『日本経済新聞』2005年6月8日夕刊。2005年3月2日号朝刊の社会面（第12版）にも、実名をふせて実刑判決を伝える1段の記事が掲載されたが、最終版では削除されている。（「コンクリ詰め殺人 再犯の元少年 監禁で実刑 地裁判決」、『日本経済新聞』2005年3月2日。）

表1 過去の主な少年事件とマス・メディア報道
（カッコ内の数字は当時の年齢）

日大ギャング事件

1950年9月22日、日本大学事務員の運転手をしていた少年（19歳）が同大の会計職員らを襲い、職員100人余りの給料約191万円を強奪し逃走した事件。犯行動機は交際相手の女性（18歳）と家出するための資金調達で、少年とともにその女性も幫助罪の疑いで逮捕された。女性の氏名・住所・顔写真などが『朝日新聞』や『日本経済新聞』に掲載された。

小松川高校女子生徒殺人事件

1958年8月17日、東京都江戸川区にある小松川高校2年生の女子生徒（16歳）が、同校の男子生徒（18歳）に強姦され、校舎の屋上で殺害された事件。この少年は逮捕後、未解決だった同年4月の婦女殺人事件についても犯行を認めた。犯人と思われる人物が報道機関に電話をかけたり、被害者宅に被害者の所持品が届けられるなどして社会を驚愕させたこの事件では、『毎日新聞』・『読売新聞』・『日本経済新聞』などが少年の氏名・住所・顔写真を掲載した。

日本新聞協会「少年法第61条の扱いの方針」

1958年12月16日、日本新聞協会は少年法第61条にかかわる報道のあり方について、次のような方針を定めた。「新聞は少年たちの“親”の立場に立って、[少年]法を精神を实せんすべきである。罰則がつけられていないのは、新聞の自主的規制に待とうとの趣旨によるものなので、新聞はいっそう社会的責任を痛感しなければならない。すなわち、20歳未満の非行少年の氏名、写真などは、紙面に掲載すべきではない」。

浅沼社会党委員長刺殺事件

1960年10月12日、東京の日比谷公会堂で行われていた演説会の壇上で、右翼の少年（17歳）が浅沼稲次郎・社会党委員長を刺殺した事件。マスコミをはじめ、多くの聴衆の目の前で起きた衝撃的な事件だったこともあり、『朝日新聞』・『毎日新聞』・『読売新聞』などが刺殺の瞬間の写真や少年の氏名

を掲載した。『日本経済新聞』は実名を公表しなかったが、少年が拘置中に自殺したのち、実名に切り替えた。

連続ピストル射殺事件

1968年10月11日から11月5日にかけて、ピストルを盗んだ少年（19歳）が、逃亡しながら東京・京都・函館・名古屋で4人を射殺した事件。少年は翌1969年4月7日に逮捕された。『朝日新聞』・『読売新聞』・『日本経済新聞』などが少年の氏名・顔写真を掲載した。その後、裁判で死刑が確定し、執行されたが、その間に成人となった少年が手記を発表したり獄中結婚などしたため、最終的にはほとんどの報道機関が実名を報じた。

未成年タレント飲酒・傷害事件

1988年11月25日、有名芸能人を父親にもち、自身もテレビなどで活躍していたタレント（19歳）が、飲酒した上にタクシーの運転手に暴行を加え、現行犯逮捕された事件。父親と少年自身の有名性から、大手の新聞社では『読売新聞』が、そして多くの週刊誌が少年の実名・顔写真などを掲載した。媒体の別にかかわらず、父親の名前はほとんどの報道機関によって伝えられた。『読売新聞』といくつかの週刊誌は、家庭裁判所の審判後にタレントを匿名・仮名扱いにした。

千葉県市川市家族4人殺人事件

1992年3月5日、千葉県市川市内のマンションで会社経営者の男性とその家族の計4人が殺害され、1人がけがを負った事件。船橋市内に住む少年（19歳）が逮捕されたが、『週刊新潮』（3月19日号）や一部の写真週刊誌が少年の氏名と中学時代の写真を掲載した。

連続リンチ殺人事件

1994年9月28日、少年グループが男性（26歳）をリンチし、首を絞めて殺害した事件。同グループの少年らは、10月6日にも建設作業員の男性を暴行し、そのまま放置して死亡させる事件、さらに翌10月7日には、会社員2人を拉致し現金を奪った上に金属パイプで殴り殺害する事件を起こした。これらの事件について裁判所の審理中、『週刊文春』（1997年7月31日号）が、主犯格の少年（18歳）の実名に似た仮名を使った記事を掲載した。少年は損害賠償を求める訴訟を起こしたが、最高裁の差し戻しによる名古屋高裁判決（2004年5月12日）は、原告の請求を棄却した。

神戸連続児童殺傷事件

1997年5月27日、神戸市須磨区の中学校前で、小学生男児（11歳）の切断された遺体の一部が発見された事件。「酒鬼薔薇聖斗」と名のる人物から報道機関に犯行声明文が送りつけられるなど大きな社会的関心を巻き起こすなか、6月28日、近所に住む中学3年の男子生徒（14歳）が逮捕された。少年は、同年3月にも女兒2人を殺傷する事件を起こしていた。この事件では、写真週刊誌『FOCUS』（7月9日号）が少年の顔写真を掲載し、これに対して同誌の販売を中止する動きが広まると、そのコピーがインターネットやファックスで流布されるなど、全国的に大きな社会問題となった。『週刊新潮』（7月10日号）も、目を隠した少年の顔写真を掲載した。その後、1998年3月号の『文藝春秋』は、実名をふせ、逮捕された少年の検事調書を原文のまま掲載した。同年6月6日号の『週刊現代』は、裁判所が実施した少年の精神鑑定書主文とされるものを掲載した。

堺市通り魔女兒等殺傷事件

1998年1月8日、大阪府堺市の路上で、シンナー依存症と思われる少年（19歳）が5歳の幼稚園児とその母親、女子高生の3人を包丁で刺し、死傷させた事件。現行犯逮捕された少年は、あと数ヶ月で成人に達しようとしていた。主要マス・メディアが少年の氏名をふせて報道するなか、月刊誌『新潮45』（1998年3月号）が少年の実名と中学卒業時の顔写真を掲載した。少年側は新潮社に対して損害賠償と謝罪広告を求める訴えを起こしたが、大阪高裁は2000年2月29日の判決で一番判決をくつがえし、『新潮45』の実名報道を容認した。

西鉄バスジャック事件

2000年5月3日、佐賀市から福岡市にむかう西鉄高速バス内で、牛刀をもった少年（17歳）がバスジャックした事件。3人が刺され、うち1人が死亡した。事件発生から15時間後、機動隊が突入して少年を逮捕したが、その様子はテレビで生中継された。逮捕時点では、バスジャック犯が未成年者であることがわかっていなかった。

少年法改正による刑事罰の適用年齢引き下げ

2000年11月28日、少年法が改正され、刑事罰を科すことができる最低年齢が16歳から14歳に引き下げられるなどした。この背景には、1997年の神戸連続児童殺傷事件をはじめ、少年による犯罪が凶悪化かつ多発しているという懸念から、少年の規範意識を高めるという意図があった。改正法は2001年4月1日から施行された。

少年事件の公開手配

2003年12月11日、警視庁は、犯行が凶悪で再犯のおそれがある場合には、捜査手配において少年でも容疑者の写真や名前を公表する方針を決定した。上述の少年法改正による刑事罰の適用年齢引き下げと同じく、この背景にも凶悪な少年犯罪が相次いでいるという危機感があった。

寝屋川市小学校教職員殺傷事件

2005年2月14日、大阪府寝屋川市の小学校に卒業生の少年（17歳）が侵入し、包丁で教職員3人を刺傷し、うち1人を殺害した事件。意図的に少年法を違反して少年の名前などを公表した報道機関はなかった。しかし、2月15日朝に放映されたフジテレビの情報番組で、少年の実名が記載された小学校の卒業文集の映像が、名前が判読可能な状態で約5秒間にわたって流れた。名前の部分の映像処理が十分でなく、透けて見える状態であった。

（この略年表は、本論文中で引用・参照した文献を総合的に活用して作成したが、注1に示した文献と読売新聞社編『「人権」報道 書かれる立場 書く立場』（中央公論新社、2003年）、飯室勝彦『報道の自由が危ない 衰退するジャーナリズム』（花伝社、2004年）はとくに有用であった。）